

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市個人情報保護審議会
会長 松岡 久和実施機関における個人情報の取扱い（電子計算機の結合による
個人情報の提供）について（答申）

令和3年2月18日付け、2宇健介第2533号により諮問のありました、「実施機関における個人情報の取扱い（電子計算機の結合による個人情報の提供）について」について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった宇治市が指定権限を有する介護保険サービス事業者等（法人の代表者、事業所の管理者及び介護支援専門員）に関する個人情報を、京都府と電子計算機の結合を行い提供することについては、当該事業の実施にあたり、宇治市個人情報保護条例（平成10年宇治市条例第29号）第9条の規定に照らし、慎重に審議した結果、公益上の必要があると認められる。ついては、電子計算機の結合による提供の例外類型事項1として別表を新たに作成することが妥当である。

なお、実施機関は、電子計算機の結合により提供する個人情報及び提供先の機関について変更が生じた場合は、審議会に報告すること。

整理番号	事務の種類	電子計算機の結合による個人情報の提供が適当であると認める理由
1	宇治市が指定権限を有する介護保険サービス事業者等（法人の代表者、事業所の管理者及び介護支援専門員）に関する個人情報を電子計算機の結合により京都府へ提供すること	宇治市が指定権限を有する介護保険サービス事業者等（法人の代表者、事業所の管理者及び介護支援専門員）に関する個人情報を京都府と電子計算機の結合により提供することは公益上必要がある。 ただし、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられている場合に限る。 また、当該提供の対象となる個人情報は、法人の代表者、管理者及び介護支援専門員に関する個人情報に限定すること。